

宇部市野外彫刻展広報物デザイン業務仕様書

1 委託業務名称

宇部市野外彫刻展広報物デザイン業務

2 目的

本業務は、優れたデザインによる広報物を制作することにより、野外彫刻展の新名称を広く周知し、「彫刻のまち」の魅力的なイメージの創出・発信を図ることを目的とします。

3 彫刻事業の概要

本市では、1961年から野外彫刻の国際コンクールを開催しています。2024年3月26日に「最も長く続いている野外彫刻展」としてギネス世界記録にも認定され、日本におけるアートによるまちづくりの先駆的事业として歴史的に重要であるとともに、本市のまちづくりに大きな役割を果たしています。

今後も長く市民に愛され、多くのアーティストが参加し、県内外からの来場者でにぎわう「彫刻のまち」としていくために、2025年以降、開催間隔を現行の2年に1回から3年に1回とし、既存の野外彫刻コレクションの活用により一層取り組むこととしています。

今回展の開催日程については、「開催概要（別添1）」を参照してください。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

5 業務内容

(1) 広報物のデザイン

以下の1～6まで制作物をデザインすること。

No.	制作物	納品時期	仕様（予定）
1	ロゴタイプ ※使用マニュアルの作成を含む	2025年8月末	1種（カラーで制作する場合は白黒データも納品すること）
2	作品募集ポスター	2025年8月末	B2／片面（日英2カ国語表記とすること）
3	作品募集DM	2025年8月末	ポストカード程度／両面
4	ウェブサイト用バナー	2025年9月	655×380pixel程度
5	彫刻模型展開催告知ポスター	2025年11月下旬	A2／片面
6	彫刻模型展開催告知チラシ	2025年11月下旬	A4／両面
7	入選作品紹介チラシ	2026年3月末	A3二つ折り／両面

①ターゲット

文化・芸術に関心のある20～40代

※ただし、「2 作品募集ポスター」及び「3 作品募集DM」については、国内外で彫刻を制作するアーティストや美術系大学に通う学生を対象とします。

②方針・コンセプト

200点以上の貴重な野外彫刻コレクションを常設する彫刻のまちと、国内外の現代アーティストが参加する野外彫刻の展覧会への興味・関心を引き出すこと。多様なアートが日常空間を彩る宇部のまちの魅力を伝えること。

③デザイン時の要件

ア ロゴタイプは、多岐にわたる広報物のいずれにおいても活用しやすく、視認性の高いデザインであること。

イ ロゴタイプに使用する文字情報は、本市が指定するものを使用すること。

ウ ロゴタイプは、海外において使用しても各国文化において誤解を招く恐れがないデザインとすること。

エ デザインは、第三者の著作権や商標、その他の権利を一切侵害しないものであること。

オ 印刷は業務に含まれませんが、印刷時の仕様（紙質・形状等）の提案はデザイン業務に含むものとします。

(2) 広報物に使用する素材の提案

広報物に掲載する文字情報や写真素材は、原則として宇部市が提供しますが、より効果的な広報物となるよう、キャッチコピーやメインビジュアルに使用する素材、印刷物の仕様等について積極的な提案を行うこと。

(3) データ化業務

制作物2～7をインターネットで閲覧できるようデジタルデータ（jpeg 及び PDF）を作成すること。

6 成果物

5（1）に記載の1～7の完成品を成果物としてデジタルデータ（ai 及び jpeg、PDF）を納品すること。

7 納品場所

宇部市文化振興課

8 成果物の著作権等

(1) 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作権に係る受託者

の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 著作権等で疑義が生じた場合は、本市と受託者とが協議の上決定する。

9 留意事項

- (1) 本仕様書については業務の概要を示したものであり、詳細については本市と受託候補者との協議の上、必要な加除・修正をして確定するものとする。
- (2) 統一されたイメージ、方向性により効果的に広報を行い、新たな野外彫刻展のイメージの定着を図る目的から、本業務以降の広報物のデザインについても令和 9 年に開催する本展まで本業務の受託者に発注することを予定している。ただし、これは現時点での予定であり、今後の予算、契約条件の変化等によっては変更となる可能性がある。
- (3) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 本市と受託者との協議は、必要に応じて対面で行うこと。
- (5) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- (6) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者とが協議して定めるものとする。